

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年4月14日（平成28年（独情）諮問第35号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（独情）答申第33号）

事件名：「平成27年度共同利用・共同研究申請一覧」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の5文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

文書1 平成23年度共同利用・共同研究申請一覧

文書2 平成24年度共同利用・共同研究申請一覧

文書3 平成25年度共同利用・共同研究申請一覧

文書4 平成26年度共同利用・共同研究申請一覧

文書5 平成27年度共同利用・共同研究申請一覧

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月25日付け広大総務第15-176号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 各プロジェクトに対する予算配分額は、「情報が開示されると（中略）公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる」との理由から開示されなかった。しかし、共同利用・共同研究拠点事業は原資が税金の公的資金によるもので、その透明性と公正性、ならびに説明責任が求められるものである。公表しないことはその透明性・公正性に疑問を生じさせると共に、チェック機能を失わせることになるので、各プロジェクトに対する予算配分額を含む全開示をお願いする。

イ 今回の情報開示請求は、特定部局の特定教員の研究状況に関する説

明に大きな矛盾が生じていることをきっかけに、共同利用・共同研究事業の研究費に関する事実関係の確認が必要になったためのものである。

特定教員はこれまで、「特定職教員の妨害で実験できなかった」「特定部局特定組織以外に実験場所はなかった」と特定職教員の非難を続ける一方で、科研や共同利用等の研究については「研究は順調に進んでいる」と、論文発表も含めた報告を行っている。もし、実験ができていたのであれば、「場所もなく実験できなかった」という主張は事実と異なることになる。また、本当に実験ができなかったのであれば、研究費配分と評価を含めた公的資金の使途と報告についての疑問と問題が生じる。

今回の情報開示請求に対して大学は、「情報が開示されると、審査により研究費が配分された課題と配分されなかった課題等が明らかになり採択されやすい研究課題を推測されるなど、今後の共同利用・共同研究の公募等事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じ、法5条4号ホ「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」及び同号柱書き「独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある情報に該当するため、不開示としました」と、各研究課題に配分された「研究費」は非開示との決定であった。

しかし、共同利用・共同研究事業は原資が税金の公的資金によるもので、その透明性・公正性説明責任が求められるものである。公表しないことはその透明性・公正性に疑問を生じさせると共に、チェック機能を失わせることになる。また、大学の説明とは逆に、公表によって「研究の方向性を明らかにすることで、皆の理解をより深め、共同研究をより促す」と考えられる。実際に、科研を含む様々な公的研究に関しては、「研究費用」も含めインターネットでも公表されている。以上の理由から、各研究課題に配分された「研究費」も含めた情報開示をお願いする。

(2) 意見書

ア 異議申立ての主旨

各プロジェクトに対する予算配分額は、「情報が開示されると（中略）公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる」との理由から開示されなかった。しかし、共同利用・共同研究拠点事業は税金に基づく文部科学省からの公的資金によるもので、透明性と公正性の観点から説明責任が求められるものである。このような公的資金による研究事業の予算配分が公表されないというのは、その適切

性・効率性・公正性に疑問を生じさせると共に、「不正の監視」を含むチェック機能を奪うに等しい異常な状況と言って過言ではない。それで、各プロジェクトに対する予算配分額を含む全開示をお願いする。

イ 異議申立ての理由

今回の開示請求は、特定部局の特定教員の研究状況に関する説明に大きな矛盾が生じていることをきっかけに、共同利用・共同研究事業の研究費に関する事実関係の確認が必要になったためのものである。

特定教員はこれまで、「実験できなかった」「特定部局特定組織以外に実験場所はなかった」との主張を行う一方で、科学研究費や共同利用等の研究については「研究は順調に進んでいる」と、論文発表も含めた報告を行っている。もし、実験ができていたのであれば、「場所もなく実験できなかった」という主張は事実と異なることになる。また、本当に実験ができなかったのであれば、公的資金の用途と報告、そしてその評価についての疑問と問題が生じる。

今回の情報開示請求に対して大学は、「情報が開示されると、審査により研究費が配分された課題と配分されなかった課題等が明らかになり採択されやすい研究課題を推測されるなど、今後の共同利用・共同研究の公募等事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じ、法5条4号ホ「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」及び同号柱書き「独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある情報に該当するため、不開示としました」との理由から、各研究課題に配分された「研究費」は不開示との決定であった。

しかし、共同利用・共同研究事業は原資が税金の文部科学省からの公的資金によるもので、その透明性・公正性について説明責任が求められるものである。公的研究資金の用途が不透明であるというのは大きな問題である。公的資金の使用状況を公表しないことは、その透明性・公正性に疑問を生じさせると共に、「不正の監視」というチェック機能を奪うことになる。

また、公的資金による研究は、広く公表するによって、「研究の方向性を明らかにし、皆の理解をより深め、共同研究をより促す」はずのものである。実際に、文部科学省の科学研究費をはじめとした公的研究助成でも、「配分額」「研究費用」も含め、インターネットでも広く一般社会にまで公表されている。各研究課題に配分された「研究費」も含めた情報開示は、「当該事務又は事業の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれ」があるとは考えられず、逆に、社会への説明責任の観点からも、より積極的に開示されるべきものである。

以上のように、大学が上げた「公にすることは、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす」という不開示の理由は全く不合理なものである。特定教員の研究費使用が適切であったか、適切に研究が行われていたかだけでなく、この共同利用・共同研究事業自体が公正・適切なものであったかを確認するために、今回の情報開示請求は必要不可欠なものである。

以上の理由から、本件対象文書の全開示をお願いする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯について

法3条の規定に基づき、本学に対して平成28年1月25日付け文書にて、「特定共同利用・共同研究拠点、共同利用・共同研究に関する予算について、平成23～27年度の各年度ごとの予算総額および各課題プロジェクトへの予算配分額に関する予算案および決算書（総額ならびに各プロジェクトに対する予算配分額がわかるもの）」の開示請求があった。

これに対し、本学としては、平成28年1月25日付けで法人文書開示決定通知書を異議申立人に送付した。

この後、本開示決定に対して、平成28年2月29日付けで異議申立人から異議申立書が提出された。

2 対象文書について

本学が保有する対象文書として開示請求の際に示したのは以下のとおりである。

① 全部を開示とする法人文書の名称

- ・平成23年度予算配分（案）教授会資料
- ・平成24年度予算配分（案）教授会資料
- ・平成25年度予算配分（案）教授会資料
- ・平成26年度予算配分（案）教授会資料
- ・平成27年度予算配分（案）教授会資料
- ・平成23年度決算（案）教授会資料
- ・平成24年度決算（案）教授会資料
- ・平成25年度決算（案）教授会資料
- ・平成26年度決算（案）教授会資料

② 一部を開示とする法人文書の名称

- ・平成23年度共同利用・共同研究申請一覧（文書1）
- ・平成24年度共同利用・共同研究申請一覧（文書2）
- ・平成25年度共同利用・共同研究申請一覧（文書3）
- ・平成26年度共同利用・共同研究申請一覧（文書4）

・平成27年度共同利用・共同研究申請一覧（文書5）

3 原処分維持の理由

異議申立人は、各プロジェクトに対する予算配分額を含む全開示を求めているが、本学としては、再検討した結果、以下の理由により原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

当該文書の不開示とした部分は、申請者から提出された共同利用・共同研究申請書に基づき審査し、配分決定した研究費等が記載されている。研究費は審査により100万円を上限として経費が配分されており、研究課題が採択されても、研究費は全く配分されないケースもある。こうした情報が開示されると、審査により研究費が配分された課題と配分されなかった課題等が明らかになり、採択されやすい研究課題を推測されるなど、今後の共同利用・共同研究の公募等事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる。

また、研究者への配分金額の開示は、今後の積極的な公募への支障も懸念される。

よって、法5条4号ホ及び柱書きに該当する情報として不開示とした。

さらに異議申立人からは、一教員の研究費に関する事実関係の確認が必要となった旨の理由を述べているが、これらは民事訴訟の争点であり、法の趣旨になじまないものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月11日 審議
- ④ 同月17日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年7月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は文書1ないし文書5であり、処分庁は、その一部を法5条4号柱書き及びホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書の不開示部分には、研究者から提出された共同利用・共同研究申請書に基づき審査し、配分決定した研究費等が記載されており、これを公にすることにより、審査により研究費が配分され

た課題と配分されなかった課題等が明らかになり、採択されやすい研究課題を推測されるなど、今後の共同利用・共同研究の公募等事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるとともに、研究者への配分金額の開示は、今後の積極的な公募への支障も懸念されることから、法5条4号柱書き及びホに該当する旨説明する。

- (2) 本件対象文書を見分すると、共同利用・共同研究課題として採択された各研究に係る情報が行ごとに記載された一覧表であって、研究の実施に際して支給される旅費の算定根拠及びその金額が記載された部分並びに審査の結果配分された研究費の金額が記載された部分が不開示とされていることが認められる。また、研究者の氏名、その所属機関、研究課題名等の情報はいずれも開示されていることが認められる。

そこで検討を行うと、本件対象文書には研究費の配分に係る審査における判断基準、判断の過程等に関する具体的な情報は含まれていないのであるから、不開示部分を開示することにより採択されやすい研究課題の推測が可能となるとは考え難く、仮にその推測が行われたとしても、申請を行おうとする研究者において、研究費の取得を目的に、本来希望する研究課題とは異なる研究課題について申請を行うといったことや、実際に行う研究の内容と一致しない研究課題名等で申請が行われ、審査を行う側がこれに欺かれるといったことはおよそ想定し難い。

また、配分金額の開示が研究者の公募への参加に影響を及ぼすといったことについても同様である。

したがって、諮問庁の上記説明は首肯できず、不開示部分が法5条4号柱書き及びホに該当するとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号柱書き及びホに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書き及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋